

事 務 連 絡

平成23年3月21日

各 

(	都道府県	)	地域保健主管部局 御中
	保健所設置市		
	特別区		

厚生労働省健康局総務課地域保健室

放射線の影響に関する健康相談について（依頼）（一部修正及び追加）

福島原子力発電所事故を受けて、放射線の影響に関する健康相談については、平成23年3月18日付事務連絡「放射線の影響に関する健康相談について（依頼）」に基づき、保健所等において住民の方々からの相談状況に応じた体制の整備を図るなど、適切に対応いただくようお願いしているところです。

当該事務連絡別紙1において示した、住民の方々への対応の流れの例では、サーベイメータによるサーベイを行った場合に、除染が必要となるレベルは13,000cpmとしていました。今般、原子力安全委員会より、除染のためのスクリーニングレベルを100,000cpmへ変更することが示されたこと（別添参照）を受け、当該事務連絡別紙1における除染が必要となるレベルについても、13,000cpmから100,000cpmへ変更することとします。

なお、健康相談等を希望するの方々の中には、サーベイメータによるサーベイを受けたことの証明書等の発行を希望する方もおられると想定されますが、このような証明書等を発行することは、健康相談の趣旨にそぐわず、サーベイ実施施設に過剰な負担をかけるため、望ましくないと考えているので、そのように対応願います。

# 放射線の影響に関する健康相談の流れ

別紙1

放射線の影響に関する  
健康相談で訪れた人

平成23年3月21日版  
※赤字下線が変更箇所

登録票を記入

福島原発における避難・屋内退  
避圏から来た又は通過した場合

それ以外の方の場合

サーベイランス  
(GMサーベイメータ等)

保健師が心のケア等  
を実施し、説明後帰宅  
(サーベイメータによる  
サーベイは不要)

100,000cpm以上

測定結果は、医師が判定

100,000cpm未満

保健師が心のケア等  
を実施し、説明後帰宅

一番外の着衣を脱衣及び  
ウエットティッシュによる拭き取り

確認サーベイ

医師による診察等

※再測定後も基準を超える場合等は、  
被ばく医療機関等へ紹介

## 除染のためのスクリーニングレベルの変更について

平成 23 年 3 月 20 日

原子力安全委員会

原子力安全委員会としては十分な余裕をもって暫定的に除染のためのスクリーニングレベルを 10,000cpm\*としていましたが、実効性に鑑み、国際原子力機関 (IAEA) が「放射線緊急事態の初期対応者へのマニュアル」において規定した一般住民の体表面汚染に対する除染の基準である  $1\mu\text{Sv/h}$  (10cm 離れた場所での線量率) というスクリーニングレベルに変更します。この変更によりスクリーニングレベルは、100,000cpm\*となります。

当該レベルは、健康に影響を及ぼす量ではなく、スクリーニングの目的を十分に果たすことができます。

\*これらの計測値は TGS-136 型 GM サーベイメータ (5cm 口径) を用いて計測した時の値である。